

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（379））

2. 日時：令和3年2月2日 13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

江寿企画調査官、植木主任安全審査官、千明主任安全審査官、  
服部主任安全審査官、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 山田常務執行役員 電源事業本部 部長（電源土木）  
他11名

5. 要旨

（1）中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」について、1月29日提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【津波による損傷の防止について（第5条）】

防波壁に要求される安全機能の保持、設計方針及び成立の見通しについて説明すること。

屋外タンクの溢水影響評価について、原子炉建物、廃棄物処理建物等の「等」に含まれる建物を説明すること。

漂流物による取水性への影響評価について、作業船の評価を追記して説明すること。

船舶を係留して漂流させない設計とする方針について、係留の手順を定める必要性を検討し、必要に応じて手順を説明すること。

津波監視カメラにより主要位置における津波襲来時の状況を把握する方針について、具体的な主要位置を説明すること。

水底に設置する取水槽水位計の検出器について、水底と検出器の位置関係を明確にした上で、水底に堆積する砂の影響がないことを説明すること。

浸水防止設備（機器・配管系）の許容限界の考え方を明確化するため、応力 - ひずみ線図上に基準地震動  $S_s$  の地震力に対する発生値、 $S_s$

終了後の発生値及びその後襲来する基準津波の津波荷重に対する発生値を示して説明すること。また、耐震Sクラス設備の許容限界のうち、基準地震動 $S_s$ による1次+2次応力が $2 \times S_y$ （降伏応力）を超える場合に疲労評価を行うことで健全性を確認できる規定について、浸水防止設備への適用可否を説明すること。

止水目地は、防波壁の陸側に設置することで、漂流物の衝突による損傷を防止できるとする理由を詳細に説明すること。

(3)中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

関係資料：なし